

2020年3月26日

お客様各位

十和田ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により、多大な被害を受けておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、弊社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済産業省の要請を踏まえ、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客様について、ガス料金（都市ガス、コミュニティガス、LPガス）の特別措置を実施いたします。

つきましては、大変恐れ入りますが特別措置の適用を希望されるお客様は、弊社へ直接お電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 特別措置の内容

2020年3月分・4月分のガス料金を対象として、お支払期日を原則として90日間延長いたします。

※ ただし、金融機関の決済スケジュールにより、お支払期日の延長ができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

2. ガス料金の特別措置のお申込み方法

ガス料金の特別措置をご希望されるお客様は、本日より4月30日（木）までに、次の連絡先までご連絡をお願いいたします。

十和田ガス：0176（23）3591
（受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

3. ガス料金の特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「緊急小口資金または総合支援資金(2020年3月25日受付開始)」の貸付を受けた方、または受けようとしている方で当社に特別措置適用のお申し出をされたお客様

※ 緊急小口資金または総合支援資金の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatu-hogo/seikatu-fkushi-shikin1/index.html